

最終改正:

改正内容:令和5年3月31日要綱第20号〔令和5年4月1日〕

○佐用町紙おむつ等購入支援事業補助金交付要綱

令和5年3月31日要綱第20号

佐用町紙おむつ等購入支援事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、乳幼児を教育・保育する施設で使用するおむつ等の購入に対して補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第2条 この要綱の補助対象となる施設は、町が確認した特定教育・保育施設並びに認可外保育施設とする。

（補助対象事業）

第3条 この要綱の補助対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、町が指定した事業所から、乳幼児に使用する目的で購入したおむつ等購入額の補助を行うものとする。

2 前項のおむつ等購入額は、以下の物品の購入とする。

（1）乳幼児用紙おむつ

（2）乳幼児のおしり等を対象とする基布含浸型化粧品（詰替用を含む。）

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象事業に要する経費から寄付金その他収入額を控除した額の全額とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとするものは、補助金交付申請書（様式第1号）及びその他関係書類を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第6条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、速やかに交付申請を行ったものに対して補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知をするものとする。

2 町長は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があるときには、条件を付することができるものとする。

（補助事業の中止、廃止、変更）

第7条 前条による通知を受けたもの（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を中止、廃止、又は重要な事項の変更をしようとするときは、補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めるときは、補助事業変更（中止・廃止）承認通知書（様式第4号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過する日までに、補助事業実績報告書（様式第5号）及びその他関係書類を町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 町長は、前条の規定による実績報告を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第6号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金の金額の確定後、補助金請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求があったときにすみやかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第11条 町長は、補助事業者が次に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（1）この要綱の規定に違反したとき。

（2）補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

（3）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 町長は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を補助金交付決定（一部）取消通知書（様式第8号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（関係書類の保存）

第12条 補助金の交付を受けたものは、当該補助対象事業に係る収入及び支出について明らかにした帳簿を備え、補助対象事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

補助金交付申請書

年 月 日

佐用町長 様

住 所
団 体 名
代表者名

年度において、佐用町紙おむつ等購入支援事業を下記のとおり実施したいので、補助金 円を交付願いたく佐用町おむつ等購入支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の内容及び経費区分(別記)

2 事業の着手予定年月日 年 月 日
事業の完了予定年月日 年 月 日

3 添付書類

補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

佐用町長

年 月 日付で申請のあった、佐用町紙おむつ等購入支援事業補助金については、下記の条件を付して金 円を交付することに決定したので通知します。

記

- 1 この補助金の交付対象となる事業は 年 月 日付で申請のあった事業とし、その内容は佐用町紙おむつ等購入支援事業補助金交付申請書に記載のとおりとする。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助基本額	円
- 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額は、第1項の申請書に記載のとおりとする。
- 4 補助事業者は、補助金交付要綱に従わなければならない。
- 5 この事業は、 年 月 日までに完了しなければならない。
- 6 補助金交付の条件は、第5項に定めるもののほか、次のとおりとする。

補助事業変更(中止・廃止)承認申請書

年 月 日

佐用町長 様

住 所
団 体 名
代表者名

年 月 日 第 号をもって交付決定のあった 年度佐用町紙おむつ等購入支援事業について、次のとおり変更(中止・廃止)したいので、承認願いたく佐用町紙おむつ等購入支援事業補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 変更後の事業に要する経費及び補助金の額

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円

4 中止(廃止)の理由

中止予定期間	年 月 日から	年 月 日まで
廃止予定年月日	年 月 日	

補助事業変更(中止・廃止)承認通知書

第 号
年 月 日

様

佐用町長

年 月 日付で変更(中止・廃止)申請のあった、 年度佐用町紙おむつ等購入支援事業補助金については、下記のとおり承認することを決定したので通知します。

記

- 1 年 月 日付で申請のあった事業は、補助事業変更承認申請書のとおり変更する。
- 2 変更後の事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円
- 3 年 月 日付で申請のあった事業は、補助事業中止(廃止)承認申請書に記載のとおり中止(廃止)する。

補 助 事 業 実 績 報 告 書

年 月 日

佐用町長 様

住 所
団 体 名
代表者名

年 月 日 第 号で交付決定のあった 年度佐用町紙おむつ等購入支援事業を下記のとおり実施したので、佐用町紙おむつ等購入支援事業補助金交付要綱第8条の規定によりその実績を報告します。

記

1 事業の内容及び経費区分(別記)

2 事業の着手年月日 年 月 日
事業の完了年月日 年 月 日

3 添付書類

補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

佐用町長

年 月 日 第 号で交付決定した 年度佐用町紙おむつ
等購入支援事業補助金については、 年 月 日付 補助事業実績報告書に
基づき下記のとおり確定したので通知します。

記

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金確定額	円

補助金請求書

金 _____ 円

ただし、 年度佐用町紙おむつ等購入支援事業補助金として

補助金交付決定額	円
補助金確定額	円
既受領額	円
今回請求額	円

<根拠>

補助金交付決定通知	【 第 号	年 月 日】
補助事業変更承認通知	【 第 号	年 月 日】
補助金確定通知	【 第 号	年 月 日】

上記のとおり、補助金を交付願いたく、佐用町紙おむつ等購入支援事業補助金交付要綱第10条の規定により請求します。

第 号
年 月 日

佐用町長 様

住 所
団 体 名
代表者名

補助金交付決定(一部)取消通知書

第 号
年 月 日

様

佐用町長

年 月 日付で申請のあった佐用町紙おむつ等購入支援事業補助金については、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 補助金額_____円を取り消す。
(取消しの理由)

- 2 事業に要する経費及び補助金は、次のとおりとする。

事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円
今回取消額	円
